

平成24年度緊急雇用創出事業に係る補助金返還について

平 28 年 3 月 7 日

商 工 観 光 部

1 返還の対象事業とその金額

平成24年度の緊急雇用創出事業は、岩手県盛岡広域振興局長を契約相手方とし、全76事業の実績額に基づき総額1,594,240,082 円の補助金交付契約を締結しています。

平成26年度に、会計検査院実地検査が実施され、平成27年11月6日公表の平成26年度決算検査報告において、以下の事業に対する不適正支出等額を指摘されたところです。

なお、市は、11月6日付けで、(株)K i m l a n d（平成26年10月20日に(株)盛岡コールセンターから商号変更）に対し、同額の委託料返還請求を行っております。

- (1) 対象事業名 盛岡市BPO企業等人材育成事業業務委託（その3）
- (2) 業務委託先 (株)盛岡コールセンター 代表取締役 小池敏郎  
所在地：盛岡市羽場10地割100番地
- (3) 業務委託期間 平成24年4月1日～平成25年3月31日
- (4) 委託料実績額 367,059,525 円
- (5) 返 還 金 額 4,427,025 円（会計検査院から指摘された不適正支出等額）

項 目	内 容	不適正支出等額
不適切な研修	出張先での業務に係る人件費等	2,010,969 円
不適切なリース料	福利厚生物件に係るリース料	2,416,056 円
合 計		4,427,025 円

2 補助金返還に係る協議状況

会計検査院による平成26年度決算検査報告の公表以後、県内の関係7市町で構成する「D10ジャパン関連コールセンター立地市町連絡会（以下「連絡会」）」や、県が主催する「緊急雇用創出事業等に係る県と立地市町との連絡会議（以下「県主催の連絡会議」）」において、補助金返還に係る協議を行ってまいりました。

平成28年1月18日付けで、連絡会から県に対し、不当とされた事項に関する考え方、返還金額や返還時期等を文書照会したところ、1月22日付けで「不当とされた事項は会計検査院及び厚生労働省の全国的に統一した考え方のもと、一部の経費が対象経費と認められなかったものである。不適正支出等額の返還については、関係法令等に基づき適切に対応しなければならず、本県だけが特別な対応をすることは難しい。事業主体である市町においては、不適正支出等額の平成27年度内の返還に向けた予算措置の検討を願う。」旨の文書回答がありました。

また、2月10日に開催された「県議会東日本大震災津波復興特別委員会」において、本件に関する集中審議が行われ、その際に県知事から「今回の件については、申し訳なく思い、県民の皆さんにお詫びしたい。」、「会計検査院から不当と指摘された金額に関しては、関係法令等に従い事業の実施主体である市町から、県の基金に返還してもらわなければならない。」旨の発言がありました。

さらに、2月18日に開催された県主催の連絡会議においても、特別委員会での県知事発言と同様の説明が、関係7市町に対してなされたところです。

### 3 県補助金の返還について

市は、(株)Kimlandに対し、会計検査院から指摘された不適正支出等額と同額の委託料返還請求を行っており、また県から、不適正支出等額とされた金額を今年度中に返還するよう求められていることから、県補助金を返還することとし、3月補正予算案として提出するものです。

なお、委託料返還請求額の回収については、(株)Kimlandの代理人弁護士と協議を行っているところであり、全額納付されるよう引き続き対応してまいります。

#### 【3月補正予算案】

〈歳入〉4,427,025 円 一般会計 21款5項3目 1節 98細節 その他雑入

〈歳出〉4,427,025 円 一般会計 5款1項1目 4細目 1細々目 23節 1細節 償還金

### 4 参考資料

平成28年2月10日 岩手県東日本大震災津波復興特別委員会資料

「(株)DIOジャパン関連子会社の緊急雇用創出事業に係る対応状況について」

## ㈱D I O ジャパン関連子会社の緊急雇用創出事業に係る対応状況について

### 1 D I O ジャパン関連コールセンター立地市町連絡会からの照会

緊急雇用創出事業に係る県補助金返還の対応について、平成 28 年 1 月 18 日付けでD I O ジャパン関連コールセンター立地市町連絡会（以下「立地市町連絡会」という。）から商工労働観光部長宛てに不当とされた事項に関する県の考え方、市町が負担すべき返還額及び返還時期等について、照会があった。〔資料 1（P 2）参照〕

### 2 立地市町連絡会への回答

立地市町連絡会からの照会に対し、平成 28 年 1 月 22 日付けで回答した。〔資料 2（P 3）参照〕

### 3 各市町との協議の状況

回答後、順次、市町を訪問し、県の考え方等を説明している。各市町では、対応について検討しているところ。

平成28年1月18日

岩手県商工労働観光部長 様

DIOジャパン関連コールセンター立地市町連絡会

座長 盛岡市商工観光部次長 沼田 秀彦

(構成市町)

盛岡市, 花巻市, 一関市, 釜石市, 二戸市, 奥州市, 洋野町

緊急雇用創出事業に係る県補助金返還の対応について

併DIOジャパン関連コールセンターが立地した岩手県内の市町は、DIOジャパン関連コールセンター立地市町連絡会を組織し、早期の問題解決に向けて統一した対応を図ってきたところであり、今般、会計検査院及び厚生労働省から指摘された不当額の返還に関しましても、連携して取り組むこととしております。

平成28年1月7日に開催された「緊急雇用創出事業等に係る県と立地市町との連絡会議」において、不当額の返還は、「緊急雇用創出事業補助金交付契約の一部解除」により手続を進めたい旨の説明を受けたところです。

今後、各市町が住民の理解を得ながら返還手続を進めるためには、不当とされた事項に関する県の考え方、市町が負担すべき返還金額や返還時期等をお示しいただく必要があります。

つきましては、御多忙中のところ恐縮ですが、予算措置の時期を含めて検討したいことから、1月22日（金）までに御回答願います。



担当

DIOジャパン関連コールセンター立地市町連絡会

事務局：盛岡市商工観光部企業立地雇用課 菊池, 小野

電話：019-626-7551 (直通)

雇 労 第 9 1 4 号  
平成 28 年 1 月 22 日

D I O ジャパン関連コールセンター立地市町連絡会  
座長 盛岡市商工観光部次長 沼田秀彦 様

岩手県商工労働観光部長



緊急雇用創出事業に係る県補助金返還の対応について（回答）

平成 28 年 1 月 18 日付けで照会のありました標記について、下記のとおり回答します。  
なお、本回答につきましては、貴職から貴連絡会の各構成市町にもお知らせいただくようお願いいたします。

記

1 不当とされた事項に関する県の考え方について

㈱D I O ジャパン関連コールセンターに係る事案については、県、市町において、要綱、要領に照らし合わせ、疑問な点等については厚生労働省にも照会しながら対応してきたところであり、緊急雇用創出事業の制度自体の問題もあったと認識しています。

こうした中で、返還となった場合には多額の財政負担となる可能性があった、いわゆる 1 年リースについて、制度上曖昧な部分を指摘し、今般の会計検査院報告で改善処置済み事項となるなど、県では、市町の財政負担を最大限軽減するよう取り組んで参りました。

しかしながら、会計検査院及び厚生労働省の全国的に統一した考え方のもと、所有権移転特約付リース契約、U S B 梱包作業従事、他企業での研修等、一部において対象経費と認められなかったものがあったところです。

2 市町が返還すべき返還金額及び返還時期等について

県は、これら不当とされた事項に係る不適正支出等額の返還については、関係法令等に基づいて適切に対応しなければならないと考えており、会計検査院から指摘のあった他都道府県と比較し、本県だけが特別な対応をすることは難しいと捉えています。

また、厚生労働省は、通常の国庫補助事業の取扱いと同様に、事業実施主体である市町が早期に基金に積み戻すべきとしていることから、各市町におかれては、会計検査院から指摘された不適正支出等額の平成 27 年度内の返還に向けた予算措置について検討願います。

返還に関する手続きとしては、所管の広域振興局と市町との間で補助金交付契約の一部解除を行った上で、両者合意のもと、県からの返納票により返還することとなるものです。

なお、県では、これまで各市町の地域課題の解決に連携して対応してきたところであり、今後においても雇用対策、産業振興、さらには地域振興全般について、各市町としっかり連携して取り組んで行く所存です。